

[5] 役員の住所又は居所を証する書面

説 明



住基ネットは、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、自治体が本人情報を確認できるシステムです。住基ネットでの確認を希望する場合は、住民票の提出が不要になります！

1. 住民基本台帳法の適用を受ける方

市町村から交付された住民票

- ・ 本籍の表示は不要です。
- ・ 役員本人のみのものを提出します（世帯全員のもの不要です）。
- ・ 申請日の前6か月以内に作成されたものを提出します。
- ・ 市町村から交付された書面を提出します（コピーの提出は、原本証明があっても不可です）。

但し、所轄庁による住基ネットでの確認を希望する場合は、住民票を省略できる場合があります。この適用の有無は、所轄庁（主たる事務所の所在地の市町村のNPO担当課）によって異なりますので、所轄庁にお問い合わせください。

- ・ 所轄庁による住基ネットでの確認については、住基ネットの本人確認情報を利用する旨の意志表示が必要です。
- ・ 所轄庁による住基ネットでの確認を希望する場合（住民票を省略する場合は、提出書類に記載する住所が住民票と一致していることを事前にご確認ください。
- ・ また、住基ネットでの確認を希望する場合は、本人情報の完全一致のため、氏名・住所又は居所及び生年月日が必要となります。
- ・ なお、各市町村においては、住所又は居所が島根県内にある役員のみ住基ネットで本人情報の確認ができます。（県では、他都道府県の役員も調べることができます）

2. 上記以外の方の提出書類

役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

- ・ 日本国内に住所又は居所を有しない方については、各国政府が発給する住所を証明する書面などを提出します。
- ・ 書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付する必要があります。